

2010年3月8日

京都府保健福祉部生活衛生課 御中

平成22年度京都府食品衛生監視指導計画案についての意見

京都府生活協同組合連合会

専務理事 小峰耕二

京都市中京区烏丸夷川東南角 せいきょう会館2F

電話：075-251-1551

[1]「食の信頼関係」の形成へむけての責務

- (1) 今年度は、一昨年に発生した中国産冷凍餃子問題、また事故米穀問題というような、大きな社会的な影響をもたらす事案の発生はありませんでした。「京都府食品衛生監視指導計画実施状況中間報告」によると、府内においても4月1日～9月30日間の法令違反は少数にとどまり、食品衛生上の重大な問題はなかったとのことであり、責務をはじめ関係部局の方がたのご努力について、ふかく敬意を表する次第です。
- (2) しかしながら、このほど発表された愛知県「食の安全・安心に関するアンケート調査報告」（2010年1月発表、調査実施期間2009年10月30日～11月10日、消費生活モニター400人を対象）によれば、食の安全について「非常に不安を感じている」との回答は前回調査（2007年）にくらべて減少しているものの、「多少不安を感じている」もふくめると「96%の人が食にたいしてなんらかの不安を感じている」という結果が出ています。
- (3) 同調査は、食にたいして不安を感じる理由として、「表示や規格等の規制内容が不十分（法律等に抜け穴がある）」と回答した人が63.0%、「監視、取締りが不十分」と回答した人が59.5%と、不安である理由の上位2つが、「食にかんする規制制度そのものや事業者指導のあり方といった行政側の対応等によるもの」であると指摘しています。
- (4) 本府においても、タケノコ・ウナギかば焼きについての産地偽装がくりかえされており、とくにタケノコ偽装については関係者が逮捕されるという、たいへん遺憾な出来事がありました。「食にたいする消費者の不安」状況は、さまざまな要因の折り重なるなかで醸成されているものですが、上記調査による指摘については他県のものではあるものの、「行政へのつよい期待の声」として、本府におかれましても、積極的にうけとめていく必要があるのではないかと思われます。
- (5) 重要なのは、問題を食品衛生上の法令違反の次元にとどめず、現代日本をとりまく「食の不安」のありようについて認識をふかめ、行政・食品関連事業者・消費者がそれぞれの責務や役割のもとに、「食の信頼関係」の形成へむけての相互理解と「協働」をすすめていくことにあると考えております。

[2] 食品衛生監視指導計画にもとづく取り組みの「見える化」が必要

(1) 昨年次にものべましたが、この間、「食品衛生監視指導計画」にもとづく取り組みがすすめられるなかで、

中間時点での実施状況が報告書としてまとめられるようになったことなど、いわゆるP D C Aのマネジメントサイクルを早く回す努力が追求され、次年度の食品衛生監視指導計画案の検討に生かされていること

消費者との意見交換会が定期的にかかれ、そのなかで食品衛生監視指導計画の実施状況とあわせて、次年度の食品衛生監視指導計画案が報告されるようになったこと

など、リスクコミュニケーションの進展という観点からも、大きな進展があったと考えております。

(2) なお、以下の課題があるように思います。

中間時点での実施状況をふまえて、そのことが次年度の食品衛生監視指導計画案にどのように反映されたのかについて、公表されている文案から読み取ることは容易ではないように思われます。以下のような工夫が必要と考えます。

(ア) 「趣旨」と「基本方向と重点的取組」のあいだに、「昨年度のふりかえりと課題」という項を入れ、前年度P L A NがどのようにD O C H E C K A C T I O Nされて、次年度P L A N案が考案されてきたのか、簡潔な形で明示する。

(イ) もしくは、このP D C Aサイクルのプロセスを「別添」として明示する。

消費者との意見交換会が年4回開かれ、うち1回は食品衛生監視指導計画をテーマとするものとなっていますが、報告時間が多くをしめ、参加者との意見交換の時間が短いと思います。また、昨年度の報告はパワーポイントを用いて簡潔でわかりやすいものでしたが、今年度は口頭によるものでした。「見える化」という言葉がどこでも叫ばれるようになってきています。映像・グラフ・新旧年度計画対比表などを使いながら、短時間で認識を共有化できますよう、プレゼンテーション技術の研さんをお願いいたします。また、こうした「見える化」されたものがホームページの該当部所に掲載されるようにしていただきたいと思えます。

ホームページについては、2月から農林水産サイドの「きょうと食の安心・安全情報」と健康福祉サイドの「京の食 " 安心かわら版 " 」とが統合し、「食の安心・安全きょうと」サイトとなったことは歓迎です。さらに多くの府民にとって信頼され、活用される情報データベースとして充実・発展されることを期待しております。東京都ではこの2月26日から新しいウェブサイト「食の安心パトロール」を開設しましたが、たいへんわかりやすい内容で「見える化」の工夫がすすんでおり、参考になります。

昨年次にも指摘しましたが、京都府・J A京都中央会・京都食品産業協会・コンシューマーズ京都・当会の5者共催で年1回開催している「きょうと食の安心・安全フォーラム」でも、食品衛生監視指導計画にかかわる取り組みについて紹介していただきたいと考えます。関係部局間でぜひ検討してください。

[3] 平成 2 2 年度「計画案」について

計画案全体として、とくに異論はありませんが、補強できるのであれば、以下、ご検討ください。

(1) 消費者行政一元化・消費者庁設立にたいする対応

国における消費者行政一元化・消費者庁設立は消費者の長年の願いにそうものであり、これに対応した自治体の態勢強化等が必要です。「実施体制」中の図内には、「くらしの安心・安全推進本部（食の安心・安全部会）」の記述がありますが、機能等について文章に起こして明示いただければと思います。

地方消費者行政活性化基金を活用した支援メニューのなかに「食品表示・安全機能強化事業」が入っていますが、どのような活用が検討されたのか、またされているのかについて、明示いただければと思います。

消費者庁の「重大製品事故」にかんする情報の収集・報告・公表等と自治体との関係について、明示いただければと思います。

関連して、2009年12月に公表された京都府「安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画 新時代の消費生活行政を目指して」（改定版）で、「消費生活の安心・安全を脅かす重大な消費者事故に対し、関係機関、団体が適切な緊急対応ができるよう、具体的な事態の発生を想定した訓練を実施します」としている点は、当会としても、この間、発生した中国産冷凍餃子問題や事故米穀問題などから、関心をもっております。本計画案においても、いわゆる「クライシス対応（緊急時対応）」について、上記「行動計画」との関係でなんらかの記載が必要ではないかと考えます。

(2) 「自主回収報告」については、現在、京都市で制定を予定している「京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例」の中に盛り込まれている事項ですので、不整合が生じないよう、府・市の連携をつよめていただきたいと思います。

(3) 収去検査計画については、京都府食の安心・安全審議会委員等の意見を募り、その意見を反映したこと、および反映した内容について、文章に起こして明示いただければと思います。

以上